

提言「私たちが求める学童保育の設置・運営基準」

2012年 9 月改訂 全国学童保育連絡協議会

全国学童保育連絡協議会は2012年 9 月に提言「私たちが求める学童保育の設置・運営基準」（改訂版）をまとめ、12月に提言「学童保育の保育指針（案）」をまとめました。国と地方自治体において、学童保育のよりよい基準がつけられることを願っています。

国と地方自治体の公的な責任で条件整備をはかり、安全で安心できる学童保育に 私たちが求める学童保育の設置・運営基準（改訂版）

はじめに

1 学童保育の役割と子どもの最善の利益

〈学童保育とは〉

学童保育は、父母やその他の保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学生を対象にして、学校課業日の放課後と土曜日や春・夏・冬休み等の休業日に学童保育指導員を配置して、その間の子どもの生活を保障する事業です。

学童保育には、共働き・一人親家庭等の小学生の生活を保障すること、そのことを通して親が働き続けることと、その家族の生活を守るという役割があります。

学童保育は、仕事と子育ての両立のためには欠かせない施設としてこれまで発展してきました。

学童保育は働く親を持つ子どもたちの毎日の生活の場ですから、健康や安全の管理など養護も含めた基本的な生活が保障され、あわせて子どもの成長段階に見合った適切な指導・援助がおこなわれてはじめて、その役割を果たすことができます。

つまり児童館や、最近、政令市等で実施されている余裕教室を活用した「すべての児童の遊び場の提供」「遊びを通しての健全育成」の場に代替できるものではありません。

〈働く保護者の権利の保障と子どもの最善の利益〉

働くことと子育てを両立したいという願いは、子育て中の働く保護者にとって当然の願いです。厚生労働省の調査によれば、小学校低学年の子どもを持つ母親の6割以上が働いています。親たちが安心して子どもを生み育てることができ、働く保護者親を持つ子どもたちが健やかに育つ社会的な制度が求められています。

日本国憲法は、第25条で国民の人間らしく生存することの権利を保障すること、また第27条では国民の労働の権利と保障についての国の責務を明確にしています。また、児童福祉法は第1条、第2条で児童育成の理念と国と地方自治体の児童の育成の責任を明確にしています。必要な子どもたちに学童保育を保障することはこうした憲法や児童福祉法の理念の具体化です。

また、子どもの権利条約第3条では「子どもの最善の利益」の考慮を、また第18条2項・3項の「働く親を持つ子の保育サービスを受ける権利と国の措置の義務」を、第31条では「子どもの休息・余暇・遊び・レクリエーションなど文化的生活の権利」を明確にしています。

ILO（国際労働機関）の「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約」（第156号条約）では、家族的責任を持つ労働者の特別なニーズに応じた国の措置の義務を明確に

しています。

以上のことは、働く親たちが安心して子どもを生み育てるための環境づくり、そしてその一環としての学童保育を整備することが国や地方自治体の大きな責務であることを示しているのです。

2 国および地方自治体（都道府県、市町村）の責務

＜国と地方自治体の責任と予算措置で「私たちが求める学童保育の設置・運営基準」に基づく学童保育制度の整備を＞

学童保育は、働くことと子育てすることの両立のために必要な施設であり、保育所と同様にたいへん公共性の高い施設です。必要な地域すべてに学童保育を設置し、子どもたちの毎日の生活が安定的に保障されるよう条件整備を図ることが国や地方自治体の責務です。国は法を整備し、財政措置すること、市町村は実施主体としての責務、都道府県は管内すべての市町村が一定の水準を確保させる責務を持っています。

そのことから、「私たちが求める学童保育の設置・運営基準」に基づく学童保育制度が、基本的に国と地方自治体の公的な責任において整備され、それにふさわしい財政措置が図られるべきだと考えています。

＜保護者の参画を保障して計画的な整備を＞

社会福祉の基本法である社会福祉法では、利用者も参画して地域福祉の推進を図ることを市町村に義務づけています。同じく、「次世代育成支援対策推進法」では、学童保育の整備も含む「地域行動計画」の作成にあたって、利用者（保護者）のニーズ調査に基づき計画を立てること、利用者（保護者）も参画させることとしています。

また、社会福祉法では市町村や事業実施者に、「利用者（保護者）の意向の尊重」「関係機関との総合的なサービス」「サービスの質の向上と透明性の確保」「情報の提供」「利用者からの苦情解決」を行うよう定めています。

このように地方自治体が、学童保育の条件整備を図るうえでは保護者の参画を保障し、保護者の意向や要望を大切にしていけることが必要です。

私たちが求める学童保育の設置・運営基準（改訂版）

1 学童保育の目的・役割

- (1) 共働き・一人親家庭等の小学生の放課後（土曜日・春・夏・冬休み等の学校休業中は一日）の安心・安全な生活を継続的に保障する。
- (2) 毎日の生活を通して子どもの健やかな成長を図る。
- (3) 保護者の働く権利と家族の生活を守る。

2 対象児童

- (1) 対象児童は、小学校および特別支援学校小学部に就学している1年生から6年生までの子どもであって、その保護者が就労等により昼間家庭にいない子どもと個別の支援を必要とする子ども。
- (2) 保護者が疾病、通学、介護、求職、産休、育休中であるなどで保育を必要とする子ども。

3 規模の上限と定員

(1) 学童保育の生活集団の規模

子どもが落ち着いて安心して生活できる保育が実施可能な規模でなければならない。基本的な生活単位となる学童保育の集団の規模の上限は30人までとする。

(2) 複数学童保育、クラス

- ① 学童保育を分割するなどして複数の学童保育とする場合は、それぞれの学童保育に、専用施設を設ける。
- ② 集団の規模の上限員数までを1クラスとし、単一施設に複数クラスを置いて保育を実施できる。
- ③ クラスを置く場合は、それぞれのクラスは、専用の設備と専用室を備える。
- ④ いずれの場合も専任指導員を配置し、独自に子どもの生活が保障されなければならない。

(3) 定員

集団の規模の上限員数とクラスの数の積により定員を定める。

4 開設日・開設時間・保育時間

(1) 開設日

学校課業日および春・夏・冬期休業・土曜日等の学校休業日(日曜日・祝日・年末年始を除く)で、年間通した開設日である。新1年生も4月1日から受け入れる。

(2) 開設時間

課業日においては子どもの下校時間、学校休業日においては保護者の就労状況を考慮して開設時間を設定する。

保育時間の前後を、保育準備、職員会議、保育と業務の記録等の事務処理、保護者等からの相談を受ける等の時間とし、学童保育を開設する。

(3) 保育時間

保育時間は、保護者の迎えや学校休業日の朝の送り等、子どもの生活等を考慮して決める。保護者の迎え等が必要な場合は、学校課業日は、下校後から午後7時までが望ましい。学校休業日は、午前8時前後からの開始が望ましい。また、必要とする子どもがいる場合は、地域の実情に応じて延長保育をおこなう。

5 施設・設備

(1) 学童保育の施設

子どもが「毎日の生活の場」として過ごすという施設であるという基本をふまえ、学童保育の施設は、衛生・安全面が配慮された資材を用い、建築基準法に定める耐震(静岡県基準)・耐火建築の施設とする。

(2) 学童保育に必要な施設・設備

学童保育の施設・設備には、生活室、プレイルーム、静養室、事務室、障害児用を含むトイレ、玄関、台所、倉庫等収納スペース、手洗い場、足洗い場、温水シャワー、物置、電気・給排水設備、冷暖房設備、屋外の遊び場、避難口、換気、日照・採光設備等を設け、衛生及び安全が確保された施設とする。ただし、学校内や児童館併設の場合でも生活室と静養室、事務室、台所設備は専用とする。

その他、生活に必要な備品を備える。

(3) 施設の広さ、設備の内容

- ① 生活室は、子ども1人につき1.98㎡以上確保し、生活に必要な用具を備える。(用具としては、個人カバン置場、机、図書など)

- ② プレイルームは、子ども1人につき1.98㎡以上確保し、遊具を備える。ただし、生活室と共用する場合は、子ども一人につき3.96㎡以上確保する。
- ③ 静養室は8㎡以上とし、子どもが休養できる設備、備品を備える。
- ④ 事務室は、個人情報等を扱うことも配慮した構造とし、事務机、キャビネット、書棚、印刷機、パソコン・プリンター、災害時優先の指定を受けた電話・ファクシミリ及び携帯電話を備え、指導員の更衣コーナー（更衣ロッカー）を設ける。
- ⑤ トイレは、男子用女子用をそれぞれ確保し、便器は定員に応じた数を設ける。
- ⑥ 玄関は、くつ箱、傘置き場を備えると共に、子どもが安全に出入りできる広さを確保する。
- ⑦ 台所は、湯茶、補食としてのおやつを提供できる設備とすること。備品として、冷蔵庫、食器棚保管庫、食器洗浄機及び調理器具・食器などを備える。
- ⑧ 子どもの生活に必要な備品や遊具、行事等に必要なものが収納できる倉庫等の収納設備を設ける。
- ⑨ 温水シャワー室を備える。
- ⑩ 屋外の遊び場として、児童遊園に準じて330㎡以上のボール遊びができる広さがある、専用もしくは近くに同程度の広さで遊べる場所を確保する。
- ⑪ 子どもの生活に支障がないよう、施設は「バリアフリー新法」を適用したものとする。
- ⑫ 非常口、非常警報設備および消火設備を設ける。

6 職員（学童保育指導員）

(1) 学童保育指導員の仕事・役割

一人ひとりの子どもが学童保育を毎日の生活の場として受けとめ、よりどころとして実感できるようにすることが指導員の仕事であり、その実施により学童保育の目的を実現する。

(2) 職員の配置

- ① 学童保育には、学童保育の仕事に専任とする学童保育指導員を配置する。その他、必要な職員を配置する。
- ② 学童保育指導員の配置基準
 - ・開設時間中は常時複数とする。児童数20人までは指導員3人以上を配置し、21人から30人までは4人以上の配置とする。
 - ・学童保育に障害がある子どもが入所する場合は、必要数の指導員を配置する。指導員の配置基準は、子どもの障害の種類・内容等によって加配する。

③ 勤務時間

学童保育指導員は、子どもが学校から帰る前、帰宅後にも必要な仕事があるため、週40時間勤務とする。学校休業日の一日保育では、遅番・早番の勤務の指導員を配置する。

④ 雇用期間

学童保育指導員は雇用期間の定めのない雇用とする。

(3) 学童保育指導員の資格

学童保育指導員の資格は、当面保育士の資格を援用するとともに、学童保育指導員の資格制度を創設する。

(4) 学童保育指導員の研修

- ① 学童保育指導員の仕事は、常に実践を振り返り、検証し、より高めていくことが求められる仕事であり、たゆまぬ自己研鑽が求められる。
- ② 運営（責任）者は、様々な機会を活用して指導員の研修を保障することにより、学童保育指導員の資質向上に努めなければならない。
- ③ 国および地方公共団体は、学童保育指導員の資質向上の機会を保障し、研修のための条件整

備を図らなければならない。

(5) 学童保育指導員の遵守事項

学童保育指導員は以下の各項を遵守する。

- ・子どもの人権の尊重と子どもの性差・個人差を配慮する
- ・体罰や言葉の暴力等、子どもに身体的・精神的苦痛を与える行為の禁止
- ・保育を通じての保護者対応と信頼関係を構築する
- ・個人情報とプライバシーを保護する
- ・研鑽を重ね職員相互で協力する
- ・事業の公共性を維持する
- ・子ども理解を進め、学童保育の生活を向上させる

(6) 職員の待遇・健康管理

学童保育指導員には、円滑に職務が遂行できるような労働環境および待遇が保障されなければならない。また、職員の働きすぎの抑止に努め、健康管理のために定期的に健康診断を実施する。

7 保育内容 (「学童保育の保育指針(案)」参照)

(1) 学童保育の保育内容は次の通りとする。

- ① 子どもの安全・健康・衛生を確保すること
- ② 子どもの安定した生活を保障すること
- ③ 遊びやその他の活動・行事などの豊かな生活を保障すること
- ④ おやつを提供すること
- ⑤ 施設外保育に努めること
- ⑥ 外出・地域との交流に努めること

(2) 家庭との連絡・協力をはかる

(3) 関係機関との連携をはかる

8 個別の支援を必要とする子どもへの対応

(1) 障害のある子や児童虐待、多文化・多言語家庭の子等、個別の支援を必要としている子どもについては、受入体制を整備する。

(2) 受け入れ体制の整備については市区町村が基本的な責任を負う。受け入れ体制の整備には、特別な支援の内容に応じた指導員の加配、指導員の専門的な研修の実施、専門的な機関や施設との相談・連携体制を構築する。

(3) 児童虐待等への対応

指導員は、子どもの心身の状態や家族の態度などの観察や情報により、児童虐待の早期発見に努める。また、児童虐待等により福祉的介入が必要とされるケースについては、市区町村等が設置する要保護児童対策地域協議会等を活用しながら、児童相談所や子ども家庭支援センター、保健所等の関係機関と連携して対応を図る。

9 保護者との連携・支援、保護者会(父母会)の参画および協力・連携

(1) 保護者との連携と支援

① 伝え合いを基礎とした信頼関係の構築

保育での子どもの安定した安心感のある毎日の生活を保障するため、子どもの状況の把握、家庭との連絡(伝え合い)・相談・連携を行うことによって、信頼関係を構築する。

② 働きながら子育てする保護者を支える

学童保育の役割として、働きながら子育てする保護者を支える。保護者の子育ての悩みや不安などについて相談に応じ、必要な助言やともに考え合うことなどを通して、保護者とともに子育てする施設とする。また、必要に応じて行政や専門機関と連携する。また、保育の継続性を維持するために、保護者が家庭にいる場合でも子どもの受け入れは配慮される。

(2) 保護者・保護者会（父母会）の運営への参画、協力・連携

- ① 市区町村および事業者は、学童保育の目的・役割が果たせるよう、学童保育の運営や市区町村の施策の実施について、利用者である保護者・保護者会（父母会）の意見や要望等を聞き、また、積極的によりよい運営ができるように保護者・保護者会が参画できるよう努める。
- ② 市区町村および事業者は、学童保育の保育内容の充実とよりよい運営のために、保護者・保護者会（父母会）と協力・連携を積極的に図る。また、保護者会（父母会）とその活動についても積極的に支援と連携を図る。

10 学校・保育所・幼稚園、関係機関、地域との連携

- (1) 子どもの生活の継続性の確保、子どもの状況の把握と適切な対応を図るため、学校との連携を図る。下校時刻の確認、年間計画や行事予定等の交換、病気・事故の際の連絡など、子どもに関する相談や情報交換、その他の協力・連携する体制を整備する。
- (2) 学校長・各担任教諭・養護教諭・スクールカウンセラーなど必要に応じた連携体制をつくる。
- (3) 保育所や幼稚園等との情報交換と相互理解に努め、合同研修や行事などを通じた交流の推進を図る。
- (4) 子どもの安心・安全を確保するため地域の医療・保健・福祉等の関係機関や施設と日常的な連携を図る。また、地域の関係組織や地域住民・商店街などとの交流や連携体制をつくる。

11 安全対策・緊急時対応

市区町村は、運営者、指導員と協力し、次の各項の実現に責任を負う。

(1) 学童保育の日常の安全対策・事故やケガの防止と対応

- ① 安全な施設・設備の維持のための定期的な点検や改修等を行う。事故・ケガの発生時とその後の対応に関するマニュアルの作成と、指導員の訓練や事故事例等の研修を行う。運営者や指導員は、日常生活・遊びの中で起きる事故やケガを防止するために、日常的な施設・環境の安全性の確保に努める。
- ② 健康管理、感染症の発生予防、食中毒の予防など、施設・設備も含めた衛生管理にかかる情報を適切に提供する。
- ③ 防災・防犯対策に関するマニュアルの作成と定期的な訓練等を実施する。また、訓練等の結果を反映し、マニュアルの充実に努める。
- ④ 運営者は指導員と共に、来所・帰宅時の安全確保のために、危険箇所のチェックリスト等の作成、安全な来所・帰宅に関するマニュアルの作成と子どもへの指導に努める。

(2) 緊急時の対応

- ① 災害（地震・落雷・火災・台風・大雪・大雨）などに対応した、緊急時の安全確保・危機管理に関する責任や体制、現場での対応などについてのマニュアルを作成し、運営者および指導員に周知および定期的な訓練、研修を行う。
- ② 運営者と指導員の緊急時対応は、子どもの安全の確保が第一義的であり、避難場所の確保と周知、保護者の就労状況をふまえた保護者との連絡、保護者への引き渡し、学童保育の場での子どもの安全確保などについて、保護者の合意を得つくり、周知を図る。

12 学童保育の整備・運営・管理

(1) 学童保育の整備

- ① 学童保育は、共働き・一人親家庭等で学童保育が必要な子どもがすべて入所できるよう整備されなければならない。
- ② 市区町村は学童保育の整備および実施に責任を持ち、需要を調査するなどして計画的に整備を図り待機児童を出さない。
- ③ 適正規模とすること等を理由として、学童保育が必要な子どもを待機児童にしてはならない。

(2) 学童保育の運営

- ① 学童保育の運営は、安定した財政基盤と運営体制を持ち、継続的・安定的に運営されなければならない。
- ② 市区町村は学童保育の運営が継続的・安定的に運営されるようその実施に責任を持つ。
- ③ 市区町村及び都道府県は、学童保育の円滑な運営のために運営基準や指針の策定、運営者や職員の研修を行う。また、指導員の労働実態を含め運営状況を常に把握し、必要な改善策を行う。

(3) 保険加入による補償

学童保育の中、及び学校から施設、施設から家庭の間で起きた事故・ケガ等は、運営者の責任が問われる。損害賠償責任保険、傷害保険に加入し補償の責を果たす。この責任を逃れるため保護者に一方的に不利な契約を結ばせ、あるいは念書等を求めてはならない。

(4) 事業内容の向上

運営者は、学童保育の事業計画を作成し、また、絶えず事業内容について定期的に自己点検を行い、自ら事業内容の向上に努める。

(5) 法令遵守・守秘義務等

子どもと保護者の人権の尊重、守秘義務の遵守、個人情報保護等が適切に行われるよう、遵守すべき基準等を設ける。

(6) 要望・意見の受付と信頼関係の構築

市区町村および事業者は、学童保育の運営や保育に対する保護者からの要望・意見・苦情を受け付ける体制を整備し、要望・意見・苦情等があれば迅速な対応を図る。その際、保護者と学童保育がよりよい信頼関係を構築できるような対応に努める。

(7) 適正な会計管理と情報公開

事業者は、利用料等の徴収・管理および執行にあたっては、定期的な検査や決算報告を行う。会計や運営の状況について、保護者に情報公開する。公的資金で運営される施設として、地域に対して情報公開に努める。

提言「学童保育の保育指針(案)」改訂版

2012年12月 全国学童保育連絡協議会

学童保育の保育指針(案)

第1章 学童保育の目的・役割

- 1 学童保育の目的・役割
- 2 学童保育の基本
- 3 子ども理解と学童期の子どもの特徴

第2章 学童保育の保育内容

- 1 子どもに保障すべき学童保育の内容
- 2 家庭との連絡・連携
- 3 保育の実施のための配慮事項

第3章 記録・保育計画・職員会議等

- 1 子ども理解と記録
- 2 保育計画と振り返り
- 3 職員会議・打ち合わせ

第4章 保護者の働きながらの子育てを支える

第5章 関係機関との連携

第6章 指導員の資質向上と職場のチームワーク

- 1 指導員の資質向上・倫理
- 2 職場のチームワーク

提言「学童保育の保育指針(案)」(改訂版)

第1章 学童保育の目的・役割

1 学童保育の目的・役割

- ① 共働き・一人親家庭等の小学生の放課後（土曜日・春・夏・冬休み等の学校休業中は一）の安心・安全な生活を継続的に保障する。
- ② 毎日の生活を通して子どもの健やかな成長を図る。
- ③ 保護者の働く権利と家族の生活を守る。

2 学童保育の基本

(1) 子どもの最善の利益の尊重

子どもの権利条約には、子どもに関するすべての措置にあたっては、子どもの最善の利益を考慮されなければならないと明記されています。学童保育の生活においては、働いている保護者の子どもであることから、子どもの命と健康を守り、子どもに安全・安心の生活を保障していくことが求められます。

また、障害がある子どもや配慮を要する子ども、国籍が違うことなどを理由に排除するようなことがあってはいけません。

以上の視点から学童保育の生活をつくっていくにあたって次のような原則をふまえていくことが

大切です。

① 子どもの人権を守る

子どもが一人の人間として命の尊厳、人格の尊重、平和と安全が保障されたなかで人間らしく生きるなど基本的人権（憲法 25 条）を保障し、また、児童憲章に述べているように人として尊ばなければなりません。

② 子どもとしての権利を守る

子どもの権利保障の特徴は「生きる権利」とともに「成長・発達する権利」「教育を受ける権利」（憲法 26 条）です。児童福祉法第 1 条には「すべての児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」とあるように、子どもが人間として生きることと学び、成長発達していく権利を保障していくことが大切です。

これには、子ども一人ひとりの声を聴き、子ども自身の判断や考えを尊重していくことが求められます。

(2) 学童保育の基本

学童保育に通う子どもは、保護者が就労等で昼間家庭にいない子どもです。また、平日は子ども自らが学校から直接、学童保育に帰ってきます。学童保育は子どもたちが毎日、継続して生活する施設であり、行きたい時に行く「遊び場」とは本質的に異なります。こうした特徴をおさえながら、次のことを基本にした学童保育の生活をつくっていくことが大切です。

① 安全・安心な生活を保障する

昼間保護者が家庭にいない子どもたちの、生命と健康、身体の安全を守り、毎日安心して生活できることを保障することが必要です。保護・養護も含めた基礎的な生活の保障が求められます。

② 生活を保障することを通して成長・発達を促す

子どもたちは毎日の生活（休む・食べる・遊ぶ・学ぶ・かかわるなどのさまざまな体験）を通して成長・発達していきます。学童保育の生活は、子どもの成長・発達を大切にされた生活の保障が必要です。

③ 保護者と指導員がともに子育てをする

学童保育で子どもたちに安全・安心な生活を保障していくためには、保護者と指導員で連携・協力し、信頼関係を築くことが求められます。学童保育は、保護者と指導員がともに子育てしていく施設である、という内容をつくっていくことが必要です。

以上のように、子どもの毎日の生活を守り、成長・発達を促し、保護者と連携を図りながら、安全で安心して生活できる学童保育をつくるのが指導員の仕事・役割です。指導員の子ども理解と意図的な働きかけによる生活づくりのもとで、指導員と子ども一人ひとりが、そして子ども同士が継続的・安定的な関係性・信頼関係をつくっていくことが必要です。

(3) 学童保育の特徴

① 学童保育に通う子どもたちには次の特徴があります。

- ・働く保護者を持つ子どもたちである。
- ・大人の保護・養護を必要としている子どもたちである。

② 学童保育の生活には次の特徴があります。

- ・自由で主体的に生活できる放課後の生活の場であるということ。
- ・異なる年齢の子どもたちが集団で継続した生活を送っているということ。
- ・保護者の願いと選択にもとづいて、基本的に子どもが自分の意志（足）で通わなければならない場所であるということ。

③ 学童保育の目的・役割を果たすために必要なことがあります。

- ・毎日の生活の場としての専用施設（室）があること。

- ・子どもの生活と育ちに関する専門性を有する専任の職員（指導員）が継続して保育にあたること
- ・「毎日ともに生活している」という仲間意識が生まれる子どもたちの集団があること。

3 子ども理解と学童期の子どもの特徴

子どもは一人ひとり違い、それぞれがかげがえのない存在であり、自らが育つ力を持っています。また、子どもの表す行動には必ず理由があり、うまく表現ができなかったり、表し方も違ったりします。そして子どもは失敗や過ちをくりかえしながら成長・発達していく過程にあることを十分にふまえてはなりません。学童保育指導員は、こうした子ども理解をふまえ、一人ひとりの子どもの成長と発達を援助していくことが大切です。

- (1) 子ども理解のためには、身体的特徴がどういう時期にあるのか、心理的・社会的発達、生活環境や学習環境・家庭環境が持つ影響などへの理解を深め、学童期の子どもの発達の特徴を押さえることが必要です。
- (2) 学童期（6歳から12歳頃まで）は、人格の基礎が形成される幼児期と第二次性徴が現れ、身体的変化と保護者からの精神的自立と自己を確立していく思春期との間に位置します。幼児期の営みを受け、思春期につながっていく大事な時期であるため、その発達特性の接続を視野に入れた働きかけが重要になってきます。
- (3) 学童期の子どもといっても、6～8歳は幼児期の自己中心性などの発達の特徴を併せ持つとともに、言語の発達、内言（*）の形成、自己概念の形成、社会性などが徐々にはかれてくる時期です。さらに9～10歳には「発達の節目」と言われるような論理的、抽象的思考の始まりや他者理解と自己理解の広がりなどがあり、人格形成上からみても重要な時期にあたります。11～12歳になると自己確立、親離れしていくという思春期の入口を迎え、身体的には性的な特徴があらわれるとともに、さまざまな価値観に出会う中で、自らの考えを持ち始める時期でもあります。学童期の子どもは、大人の保護がまだ必要であることから、依存しつつ自立していく過程にあるととらえていくことが必要です。
- (4) 学童期の子どもは、話しことばから書きことばへの移行期で、話しことばは自由に操作できますが、書きことばはまだ幼さを残しています。これまでの生活体験を基に、内言を書きことばで再構成していく過程にあり、言語的思考を獲得していく時期となります。この過程で、自分自身、自分と他者との関係を認識し、自らが社会的存在であることを自覚します。そして、自分らしさ・個の確立や、社会的ルールや市民的モラルを理解し、獲得していくことで、人間としての諸能力を高めていくことにつながっていきます。
- (5) 学童期の子どもは、様々な好奇心や欲求、集団意識を持ち、探求し始める時期にあります。この時期に様々な自然体験・生活経験を豊かにすること遊びを保障すること、体験や遊びを通して仲間関係作りをすることは、大切な意味を持っています。
- (6) 子どもの成長・発達は、個が持つ筋道と共に、人や社会との関わりの中で育まれていくことも多くあります。そして、成長・発達には個人差があり、必ずしもその年齢だからこうあらなければと固定的にとらえず、それぞれのステージ（発達段階）を行きつ戻りつしながら緩やかに育っていくことを絶えず考慮する必要があります。

*内言とは：「子どもは、初めは声を出して人に語りかける段階（外言）から、自分に向けて語りかける段階（独り言）を経て、学童期に入ると自分で自分に声を出さずにかける段階（内言）が可能になってきます」（岡本夏木「ことばの基礎と発達」『日本の学童はいく』2005年10月号）

第2章 学童保育の保育内容

1 子どもに保障すべき学童保育の内容

(1) 子どもの安全・健康・衛生を守る

- ① 出欠の確認および所在の確認と対応を行うこと。
- ② 子どもの心身状態を把握し、必要な対処をすること。
- ③ 学童保育への行き帰りおよび学童保育での生活の安全を確保すること。
- ④ 緊急時の連絡体制を整備するとともに、その応急処置に対応できるようにすること。また、必要な救急用品を備えること。
- ⑤ 施設・設備の安全点検と安全措置を日常的に行うこと。また、衛生上必要な措置を講じること。
- ⑥ 防災のための避難訓練などを実施し、非常災害発生時の対応を講じること。また、日頃から避難訓練実施や避難場所を周知しておくこと。

(2) 子どもの安定した毎日の生活をつくる

- ① 子ども一人ひとりが大切にされる生活づくりを行うこと。
- ② 毎日の継続した生活を行うこと。
- ③ 子ども同士の関わりを援助しながら、集団での安定した生活を送れるよう努めること。
- ④ 学童保育が安全・安心な生活の場、毎日の生活の場として定着するよう努めること。

(3) 遊びやその他の活動・行事などの豊かな日常生活をつくる

- ① 学童保育は、子どもが「放課後」という自由・解放感・自発性・空間的な広がりのある時間に生活しているという特性をふまえ、遊びを大切にし、子どもたちの自主性を重んじたり、興味や関心・願いを受けとめた生活づくりをすること。
- ② 遊びを中心とした生活づくりにより、子どもたちが主体的・自発的に活動できるように努める。
- ③ 日常生活および行事などで、施設外保育を取り入れるよう努めること。
- ④ 地域の自然や施設等を積極的に活用していくよう努めること。
- ⑤ 個別に子どもが地域との交流等のために学童保育から外出する場合、保護者との連携をもとに必要に応じて保障できるよう努めること。
- ⑥ 地域の子どもたち等と交流できるように努めること。

(4) おやつを提供、一日保育での昼食の提供を行う

- ① 子どもの心身の成長を考慮し、補食としておやつを提供をすること。
- ② おやつの内容は、子どもの心身の状態および嗜好を考慮すること。
- ③ くつろいだ雰囲気なかで、おやつ時間が楽しいひとときになるよう工夫すること。
- ④ 一日保育では、各施設の状況や条件を考慮しながら、必要に応じて昼食の提供をすること。その際は、食品管理・衛生管理に十分配慮すること。

2 家庭との連絡・連携

(1) 保護者と子どもの生活を伝え合う

- ① 「おたより」や「連絡帳」などを活用し、学童保育での生活の様子を伝えたり、家庭に必要な連絡をすること。
- ② 家庭での子どもの様子を聞くなど、家庭との日常的な連絡・情報交換を行うこと。
- ③ 保護者会を開催（または出席）し、必要に応じて個人面談などを行い、子どもの生活を保護者に伝えながら、相互理解を深めるよう努めること。

(2) 保護者との確認をもとに、必要とする子どもには学童保育で宿題ができる環境を整えるなどの配慮をすること。

3 保育の実施のための配慮事項

指導員は、次の事項に配慮して保育をすることが求められます。

- (1) 子どもの心身の発達及び活動の実態などの個人差を踏まえるとともに、一人ひとりの子どもの気持ちを受けとめ、援助すること。障害のある子ども、児童虐待など、さまざまな環境におかれている子どもへの理解を深めて、適切な関わりや援助を行うこと。
- (2) 子どもの健康は、生理的、身体的な育ちとともに、自主性や社会性、豊かな感性の育ちとがあいまってもらわれることに留意すること。
- (3) 子どもが自ら周囲に働きかけ、試行錯誤しつつ自分の力で行う活動を見守りながら、適切に援助すること。
- (4) 入所時の保育をするにあたっては、できるだけ個別に対応し、子どもが安心して、次第に学童保育の生活になじんでいくようにするとともに、既に入所している子どもに不安や動揺を与えないよう配慮すること。また、休みがちな子どもへは保護者と連絡をとりながら欠席の理由を把握し、対応をおこなうこと。
- (5) 子どもの国籍や文化の違いを認め、互いに尊重するよう配慮すること。
- (6) 子どもの性差や個人差にも留意しつつ、性別などによる固定的な意識を植えつけることがないように配慮すること。
- (7) 子どもや保護者の人権、人間としての尊厳を否定したり傷つけるような行為はしないこと。
- (8) 子どもへの体罰を含む罰、おどし、暴力（言葉、態度も含めて）はしないこと。
- (9) 子どもや家庭に関する情報（プライバシー）の守秘義務および情報の適切な管理に努めること。

第3章 記録・保育計画・職員会議等

1 子ども理解と記録

- (1) 一人ひとりの子どもの把握と理解のために児童および業務の記録を整備すること
 - ① 学童保育には、児童票を備えつけること。

児童票には、家族構成、保護者の複数の連絡先、子どもの生育歴や病気等、必要な内容などを記入しておく。管理は厳重に行うこと。
 - ② 子どもの出欠表をつけ、毎日の出席確認をすること。欠席の場合の理由の把握、連絡なく休んだ場合の所在の確認を行うこと。
 - ③ 業務日誌を備えて記帳すること。業務日誌には、児童の出欠、欠席の理由、生活の流れ（時間）、おやつの内容、ケガや事故等の記録、その他の特記事項などを記入すること。
- (2) 一人ひとりの子どもを把握するために記録をつけることに努めること
- (3) 「おたより（クラブだより）」「連絡帳」等も記録として子ども理解に役立てること

2 保育計画と振り返り

- (1) 見通しある生活をしていくために保育計画を作成すること
 - ① 各学童保育の保育方針や目標に基づき、また、子どもたちの実態等を考慮した保育計画を立て、見通しを持った保育を行うよう努めること。
 - ② 保育計画の実施に当たっては、状況に応じて柔軟に運用すること。
- (2) 実践・保育の振り返りを行うこと
 - ① 毎日、一定期間、一年など実践、保育を展開した後は、保育の見通しや子どもへのかかわり、指導員の対応などについて振り返り（実践の検証・確かめ）を行うこと。振り返りによって、さらに見通しをつくっていくこと。

3 職員会議・打ち合わせ

学童保育の職場では、毎日の打ち合わせは欠かせない仕事として位置づけて行うことが必要です。また、定期的な職員会議を行い、情報の共有、子ども理解や指導員の仕事理解を深めるように努めましょう。

保育内容にかかわる職員会議や打ち合わせでは、次のことを行うこと。

- ① 日々の保育での、子ども全員の状態・事実の共有
- ② 一日の生活の組み立てや、欠席や早退の確認、おやつやその日の仕事分担・事務連絡
- ③ 保護者からの相談などについての報告と共通確認
- ④ 月々の保育・行事の計画と振り返り
- ⑤ 衛生・安全に関することの報告や検証
- ⑥ 保育報告の作成や保育の検証

第4章 保護者の働きながらの子育てを支える

(1) 学童保育における保護者への支援の基本

- ① 働く保護者への共感的理解の立場に立ち、働きながらの子育てを励ますこと
- ② 保護者との信頼関係の構築を基本とする対応に努力すること
- ③ 保護者とともに子育てするパートナーという理解で対応すること
- ④ 保護者や子どもの情報・プライバシーの保護、知り得た事柄の秘密保持に留意すること
- ⑤ 地域の子育て支援に関する資源を積極的に活用するとともに、子育て支援に関する地域の関係機関、団体等との連携及び協力を図ること

(2) 保護者、父母会との信頼関係の構築

- ① 学童保育での子どもの生活の様子等を、「おたより（クラブだより）」「連絡帳」「お迎え時での会話」「個別相談」「父母会（保護者会）」などのさまざまな機会を利用して、保護者との相互理解を深めていくことに努力すること。
- ② 父母会（保護者会）との連携を図り、保護者同士のつながりをつくりながら、保護者同士の子育ての支え合いの援助も行っていくこと。

第5章 関係機関との連携

子どもの生活を理解するために、学校を含んだ地域のさまざまな機関と連携を取り合い、深めていくことが大切です。

(1) 学校との連携

- ① 子どもの生活の連続性と子ども理解を深めながら、お互いの役割を果たせるよう学校と学童保育が積極的に連携を図ることが必要です。
- ② 学校・学童保育の年間計画や行事予定の交換、下校時刻の確認、学校内での生活や子どもに関する情報の交換・相互の調整・連携をとることが必要です。子どもや家庭へ関わること、その他、運営に関する協力・連携を図ることが必要です。
- ③ 学校長や担任教諭はもちろんのこと、養護教諭やスクールカウンセラーなどについても必要に応じて連携を図ることに努めます。

- ④ 子どもの生活と遊びの場を広げるために、学校の校庭、体育館、余裕教室等を活用させてもらえるよう施設面での連携を図ることが望めます。

(2) 子どもに関わる施設や機関との連携

- ① 福祉事務所、児童相談所、子ども家庭支援センター、保健所、児童館や保育所などの児童福祉施設との連携をはかることが必要です。

特に、児童虐待等により福祉的介入が必要とされるケースについては、市町村等が設置する要保護児童対策地域協議会等を活用しながら、児童相談所や保健所等の関係機関と連携して対応を図ることが求められます。

- ② 必要に応じて医療機関、警察や消防などとの連携をはかることが必要です。

- ③ 児童委員、自治会（町内会）など地域との連携をはかることが望めます。

- ④ 子どもの生活と遊びの場を広げ、安全でよりよい生活環境、遊び場環境を整えるために、地域の理解を広げながら、地域に根付いた学童保育をつくるよう努めます。

第6章 指導員の資質向上と職場のチームワーク

1 指導員の資質向上・倫理

(1) 指導員の仕事理解の向上、専門性の向上

指導員の仕事は、絶えず自らの保育を振り返り、検証し、子どもと保護者に対する理解を深めながら展開していく、専門性の高い仕事です。そのことを理解して、指導員の仕事とは何かを確かめながら、自身の専門性が向上していくよう努めることが必要です。

(2) 指導員の研修等

- ① 指導員の研修は、公的な保障が必要です。つまり勤務時間内の研修が保障される必要があります。さらに、自己研鑽が行われることも望めます。

- ② 研修の方法は、講義による研修に加え、実践を検証しあう研修も必要です。また、職場で互いに学び合う環境づくりが望めます。

- ③ 研修は、体系的に行われることが必要です。

- ・学童保育の目的・役割を理解する課目
- ・指導員の仕事を理解する課目
- ・子どもの理解と働きかけの基本を理解する課目
- ・学童保育の生活づくりの内容と方法の理解に関する課目
- ・実践の確かめと記録についての理解に関する課目

(3) 指導員の倫理

指導員は、学童保育を必要とする子どもの毎日の生活を通して健やかな成長を図り、保護者の働く権利と家族の生活を守る業務に直接携わることになります。

また、子どもが示す様々な姿に対し、その場で判断し、対応することが必要な場面が多くあります。保育実践上の自由が保障される必要があります。

したがって、指導員の自律的な規範として、以下の倫理規定を身につけることが望めます。

- ① 子どもの最善の利益を学童保育の場で実現するよう努め、子どもを愛護します。
- ② 学童期の子どもの保育に関わる専門の力量を身につけ、高めるため研修と研鑽に努めます。
- ③ 子どもや保護者の人権、人間としての尊厳を否定したり傷つけたりするような行為はしません。
- ④ 子どもへの体罰を含む罰、おどし、暴力（言葉、態度も含めて）はしません。
- ⑤ 子どもに対して大人の判断や考えを一方向的に押しつけず、子どもの視点に立ちます。子ども自身

が意見を言い、自らが意思決定していくことを大切にします。

- ⑥ 職務の内外を問わず、学童保育や指導員についての社会的な信用、社会的な評価を失墜させるような反社会的な行為はしません。
- ⑦ 仕事上知り得た個人や家庭に関する情報（プライバシー）を口外しないなど、適切に情報を管理します。
- ⑧ 指導員間では、互いに職場秩序の維持、向上のために努めます。
- ⑨ 職業人としての一般的なモラルを守ります。

2 職場のチームワーク

学童保育の職場は複数の指導員がチームを組んで保育を行う職場であるので、指導員同士の共通理解をはかり、チームワークを高めるため、次のことに努めます。

- ① 保育前後の打ち合わせと保育についての共通の記録を行う。
- ② 保育中の子どもの様子についての引き継ぎや申し送りを行う。
- ③ 子どもや家庭についての情報の共有と適切な管理を行う。
- ④ 指導員間で、子どもたちとのルールや約束事を統一する。
- ⑤ 子どもたちの様子や、指導員の関わりについて報告しあい、交流と共有する場を設け、それらについて検証しあう。
- ⑥ 各家庭、学校、行政機関、地域等との連携等にかかわる指導員の対応とその結果について共有する。
- ⑦ 互いに、自分の心境を正直に話せる上司や先輩、同僚という関係をつくり、自らも大切にしながら仕事ができる職場環境をつくる。

学童保育指導員の研修課目(試案)

全国学童保育連絡協議会

I. 学童保育の目的・役割を理解する課目

1. 学童保育とは何か

- ①保護者の願いと学童保育の目的・役割
- ②学童保育の歴史・制度・施策（国・自治体・地域）の現状と課題
- ③学童保育と児童館、すべての児童を対象とした健全育成事業
- ④指導員の役割

II. 指導員の仕事を理解する課目

1. 生活を保障することとは

- ①生活を保障すること
- ②保護者とのかかわりで大切にしたいこと

2. 基礎的な仕事その1 — 安全指導・健康管理・危機管理

- ①安全指導と安全管理
- ②けが、病気の基礎的知識と対応
- ③救急処置（実技研修）
- ④衛生管理
- ⑤施設管理／環境整備
- ⑥災害への対応
- ⑦事故、けがの事後処理その責任と対応
- ⑧学童保育からの外出

3. 基礎的な仕事その2 — 毎日の実務

- ①出欠席の確認
- ②保育の記録
- ③打ち合わせ
- ④金銭管理、物品購入等の事務
- ⑤保育の準備

III. 子どもの理解と働きかけの基本を理解する課目

1. 子どもの人権・権利について

- ①子どもの最善の利益を守る
- ②権利侵害を見抜く
- ③プライバシーを守る

2. 学童期の子どもの発達と生活

- ①子どもの成長・発達とは
- ②子どもにとって生活とは
- ③学校生活と子どもたち
- ④現代社会と子ども

3. 子どもの見方・とらえ方と働きかけ

- ①子どもをとらえる視点
- ②働く保護者をもつ子どもへの理解
- ③受容・共感的理解と子どもへの働きかけ
- ④集団生活への理解と働きかけ
- ⑤働きかけの留意点

4. 障害のある子どもたち

- ①障害の種類と対応の方法
- ②他機関との連携
- ③障害のある子どもを含めた生活づくり

5. 高学年の子ども理解

①高学年の発達的特徴

②高学年を含めた生活づくり

6. 子どもの心と身体の健康

①「荒れ」、不登校等への対応

②臨床心理の症例別かかわり方

③カウンセリングの理論と技術

④精神保健

IV. 学童保育の生活づくりの内容と方法の理解に関する課目

1. 生活づくりとは

①基礎的な生活の保障

②毎日の生活を組み立てる

2. 遊びの指導・援助

①子どもにとって遊びとは

②遊びの指導・援助

③活動・取り組みと遊び

3. 活動内容研究（実技研修）

4. 保育計画と年間の流れ

①保育総括と計画の必要性

②一日の生活の流れ、組み立て

③学校休業期間の生活の組み立て

④行事をなぜやるのか、その位置づけと導入、展開の留意点

5. おやつ

①おやつと栄養の理解

②手作りおやつの実際（実技研修）

③学童保育におけるおやつを考える

6. 保護者・家庭とのかかわり

①働きながら子育てする保護者への共感的理解

②子どもの生活を保護者に伝える大切さ

③通信、連絡帳の実際（書き方、伝え方）

④保護者会、父母会へのかかわり

⑤保護者への援助

⑥今日の家庭、家族の問題

7. 学校・地域とのかかわり、他機関との連携

①学童保育についての理解を得ていく働きかけ

②生活範囲の拡大

③児童福祉、教育にかかわる機関・施設との連携

V. 実践の確かめと記録についての理解に関する課目

1. 実践を記録する

①記録の必要性

②実践記録を綴る

2. 実践検討

②実践検討の意義とその方法